

Title	生き生きとした民主主義の条件
Sub Title	Les conditions d'une démocratie vivante
Author	Jaume, Lucien(Yamamoto, Hajime) 山元, 一
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.9 (2016. 9) ,p.71- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160928-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

生き生きとした民主主義の条件^①

リュシアン・ジヨーム

山元 一／訳

序論…市民権から見た民主主義

私の目的は、法律家としてではなく政治哲学者として、政治思想史を活用しながら民主主義体制の健全さについて検討することである。まず定義をすることからはじめよう。

A 制度だけは一人前であるが、無気力で、そうであるがゆえに停滞した民主主義と正反対と考えられる、〈生き生きとした〉民主主義の条件について定義するために、いかなる条件の下で、市民は活気と民主的变化の原動力たりうるか、について探求してみたい。すなわち、私は、

living democracy の基準と条件について語ることをとする。基準とは、観察者の観点から、どのような場合に生き生きとした民主主義とみとめられるか、またそのような場合どのような帰結が生じるか、についての特徴を示すことである。条件とは、帰結の観点から見て不可欠な手段を明らかにすることである。

B Tocqueville に由来する用語を用いるとすれば、今日の私は、民主主義体制よりも民主主義的〈社会状態〉により関心を持つ。第一の側面、すなわち民主主義的〈社会状態〉は、習俗、伝統、表象、人民の自画像に関連する。第二の側面は、法、権力分立、基本的自由、その制度的な

保障に関係する。したがって、私は、市民、すなわち（生き生きとした民主主義）における個人について、その個人がどのようにイメージされているか、に光をあてることとしたい。

C 西洋では、歴史的かつ理論的理由に基づいて、政治体制そしてそれに対応する社会状態は、宗教制度やそれともたらず政治哲学と比較されることになろう（私はこの点についてのみ Carl Schmitt に同意する）。一七世紀カトリック司教 Fenelon の思想とスイスのプロテスタント牧師であつて一八四〇年代の Tocqueville の著作の読者であつた Alexandre Vinet のそれを対照させたい。私は、Max Weber のいう意味における理念型を求めている。理念型に訴えることで、宗教の内容ではなく、Fenelon と Vinet がそれぞれの教会観と教会理論からどのような政治観 (inspiration politique) を引き出していたかについて問題にしたい。私が以下で「プロテスタント的民主主義」と呼ぶところのものは、現実のルター派、聖公会派やカルヴァン派による民主主義についての記述というより、むしろ比喩として理念型である。

D 私の目論見は、この二人の思想を対照することによって、プロテスタント精神に基づく実現可能な民主主義についてのいくつかの基準を引き出すことである。この基準は、議会における討論についての情報、民主主義における判断と解釈、今日の市民の条件の下での特殊なるものと一般的なるもの、市民教育としての時間的感覚 (temporalité)、に関するものである。三つの基準と一つの欠くべからざる条件を明らかにしたい。

I カトリック精神のモデル (Fenelon) とプロテスタント精神のモデル (Vinet)

「教会の権威に関する書簡」の著者である Fenelon は、次のように主張する。「聖霊の書についての同一の解説を与えることによって、すべての者を従わせ、参集させ、告知させるために語り決定する可視的な権威⁽²⁾が必要である。彼によれば、それがなければ、人の数だけ宗教が存在してしまふことになる。なぜなら、人々はそれぞれ自分の解釈を与えてしまふからである。彼は、それを各人が国法を解釈する不可能で存続しがたい共和国になぞらえる。

プロテスタント的背景（スイスにおけるリバイバル）に

おいて、Vinetは社会という観念を重視するが、約四〇年後のDurkheimを思ひ起こさせる集団意識を与えられた存在、偉大な教会に類似した社会という存在、さらには教会としての国民など社会についてのある明確なイメージを退ける。結局、Vinetが「社会主義」（彼が作り出した、と主張する語句であるが、Pierre Lerouxもそのように主張している。とはいえ、そもそも、革命期にSieyèsの著作において既に見出される）とも呼ぶ集団的なるものの人格化についてもそうである。彼は、社会主義を、古代にも一八四〇年代の同時代の著者にも見出だす。

Vinetは、次のように書く。「もし社会が一人の人間なら、そのような社会だけが人間である。もし社会が一つの意識なら、それ以外に意識は存在しない。もし社会が一つの宗教であれば、社会だけが宗教をもつ」⁽³⁾。

そして、『政治の諸原理』（一八〇六年）の草稿でBenjamin Constantが述べたように、Vinetは、宗教的迫害の方が国家宗教、すなわち国家的人格や国民のアイデンティティそのものを付与された宗教よりもましである、と断言する。「宗教的国家を創設する憲法は、私がこの憲法に同意する限りで私自身を非宗教的なものにする」。なぜなら、個人が「国家に彼のために宗教をもつことを義務づ

けるからである」（二一九頁）。

Vinetによれば、国教は個人の自由の疎外であり、国教があれば心休まると感じる意識の持ち主、不安になる必要のない意識の持ち主にとつては、怠惰の保証である。（もしこういうことが許されるなら）⁽⁶⁾ 今日生き生きとした民主主義とは、騒々しいものだとあえていいたい。なぜなら、市民たる個人は、国家に判断を委ねない。Kantは、『啓蒙とは何か』という小著において「思い切つて判断する」⁽⁷⁾、すなわち汝の判断力を使用するところに啓蒙の基準があり、いいかえると精神の解放の基準がある、とした。「プロテスタント的」民主主義においては、市民によって構成される人民は、統治を担当するエリートを認めるが、彼らについて判断し国法を判断する。

他方、共和国は実現不可能であるとするFenelonの批判は、一九世紀のアメリカについてのBonaldの考え方と同様となる。平等な個人によって構成され、共和国として統治される社会は、もはやひとつのまとまりをもつた社会として形成された社会ではない。プロテスタント諸教派によって作られているアメリカは、「解体される」⁽⁸⁾ であろう。法律家の皆さんならば、解体する憲法制定権力という見方をユーモラスに評価するであろう。反革命思想にとつては、

個人の代わりに、社会的階層性を伴い中央集権的な強い権力を備えた社会が必要である。このようにして、この社会が、王国を構成する多種多様な諸団体を超越する一般利益を決定するのである。Fénelon における聖霊の書の意味が教会と教皇に委ねられるのと全く同様に、一般利益は王と国家に委ねられる。

私が引用した一節によれば、Fénelon は、有機的ではあるが固定された権威的な政治制度に好意的なように思われる。しかしながら、教会においては、聖霊についての神秘的な考え方のせいで彼は「異説を唱える者」となり、(Louis 一四世と Bossuet の求めに応じ)てではあるが)ローマ教会によって非難された。政治的には、彼は Louis 一四世の辛辣な批判者であったので、Louis 一四世によって、厳罰に処された(王太子の子に施していた教育から退けられ、ヴェルサイユから遠く国外に追放された)⁹⁾。

このような二つの非常に単純化された対比を通じて、私と比較的な意味において「プロテスタント的」と命名する民主主義の基準を与えることを試みたい。

II 「騒々しい」そして「プロテスタント的」な民主主義の基準

1 議会における討論についての情報

私は、一八世紀の Jean-Louis De Lolme の著作『インクランド憲法』を利用したい。この書物は、Montesquieu の著作と同じくらい有名であり、とりわけフランス革命の穩健的君主制派に示唆を与えた(王党派)¹⁰⁾。De Lolme は混合王制の支持者であり、Rousseau の意味における民主主義の支持者ではない。しかし彼は、(Tocqueville が述べていたように)「民主主義的社会状態」のもつ特徴に気づいていた。

De Lolme は次のようにいう。イギリスの有権者市民は、一般に議会における審議や討論されている法律の主題をよく知っている。立法府の討論が、その当時発達していたプレス、請願、集会により伝えられることによって、言葉の本当の意味においてコミュニケーションが成立している(今日、コミュニケーションと呼ばれる政府が広報の基準で採用するメッセージや立場説明 (posture) の意味とは異なる)。De Lolme は、以下のように書く。

「国民はいわば怒りっぽい集団であり、国民の一部にしか影響を与えないことであっても、全国民的な戦慄を引き起こさずにはいない。そのような場合、各人にとっての大義が、実際には全員にとっての大義である、と感じるので

ある」(二四六頁)。

イギリスの市民の監視や情熱のこのような性質(「三つの王国が一つの都市を形成しているように見える」(二二八―二二九頁))について同様のことを、一八二五年に Stael 夫人の息子である Auguste de Stael も記している⁽¹¹⁾。同日のうちに印刷され頒布されるこのような議会審議のコミュニケーションから導き出される当然の帰結は、議員たちは、定期的に有権者に説明しに来なければならないことである。「候補者たちは、公共の場所で、下層の群衆のヤジの只中で、彼らの政治的意見を率直に表明することにより票を獲得しに来る」(二七七頁)⁽¹²⁾。また、特に特定の問題がある場合に集合し政治の素人が運営するディベート協会が存在する。

常に、イギリスの腐敗ぶりが強調されてきた(Locke がすでにそれについて語っている)。しかし、生き生きとした民主主義についてこのような側面は、あまり知られていない。今日のEUの事例について考えてみよう。二八カ国の市民たちが同時に知ることになる法律ないし「指令」について討議をするだろうか。残念ながら、この点に関してEUに生き生きとした民主主義は存在しないとわなければならない。市民は、市民の発案による国民投票を別にす

れば、受動的状態に置かれている。直近のイギリスの国民投票で示された有名な「ブレグジット」(イギリスのEU離脱)は、より広く人口に膾炙した「イギリス議会の主催喪失」という主題の下で論じられているが、一面では、多くのイギリス市民が不満足であることを示している。

さらに、EU加盟国の人々は、(Delors がいった意味で)「怒りっぽい集団」を形成することはできない。というのも、ヨーロッパの唯一のデモス、唯一の人民を決定的に欠いているからである。私はこのことを、六年前に東京の日仏会館に来て、著書である『ヨーロッパ精神とは何か』(Qu'est-ce que l'esprit européen? Flammarion Champs Essais, 2010)をもとに講演をした時よりも一層大きな悲しみをもっていう。

2 解釈する

プロテスタント精神の民主主義は市民の側の判断の絶えることのない活動に立脚する民主主義であり、判断の多元性のゆえに、国民の過去、法律の意義、憲法等の射程についての解釈の絶えることのない活動に立脚する民主主義である。解釈は、いつでも見直される。

このような判断の問題について、「プロテスタント」と

いうラベルは、私なりの比喩に過ぎないことを確認したい。なぜなら、すでに Aristotle (アリストテレス) は、アテネの例を踏まえて、何よりもまず市民を判断の主体とした。市民は、人民の集会であれ裁判所であれ、演説をする者、訴訟当事者、任期の終了時に公職者の説明に耳を傾けるように求められる。そして市民は、投票そして／＼ないし言論によって自らの判断を表明する。ギリシヤ悲劇は、(Sophocle (ソポクレス) の Antigone (アンティゴネ) のように) 偉大なる出会いの場を生み出すのであり、そこで悲劇詩人たちは、三日間にわたって競い合う。悲劇は諍いやジレンマを明るみに出し、市民はその諍いについて判断を下さなければならない。また市民は、悲劇詩人についても評価を行うので、彼らは格付けされ、それに応じて報酬を受けるのである。悲劇は、市民的政治的機能を果たしており、宗教的機能すら果たしている。なぜなら、それぞれの都市は、悲劇において引き合いに出される固有の神々を有しているからである。

判断を行うアテネの市民は責任のもとにあり、それに身をさらしている。もし彼が提案する法律が違憲だと判断された場合には、その国家が宣告する刑罰は非常に厳しかった(罰金、投獄、国外追放)。法律から憲法、そして新た

な法までを対象とする解釈という行動は、裁判所のみに独占された行動ではない(たとえ、アレオパゴス会議が都市国家における膨大な法の記憶について監視していたとしても、である)。

一九三〇年に、哲学者の Alain (本名は 'Emile Charrier) は、市民の果たすべき役割を特徴づけるために次のような定式を示し、それをしばしば用いた。市民の役割は、「一人の不满分子、一人の判断者」である。⁽¹⁴⁾

さて、判断機能については、法律解釈に特化した裁判官に委ねることができる。アメリカ合衆国では、最高裁判所は、最終的には共同立法者、そしてしばしば主権者となる。⁽¹⁵⁾ もちろんそうだからといって、アメリカ市民が、一定の場合においては、生き生きとした仕方ですらを動員し自らの意見を表明し自ら対峙することが妨げられないことは、よく知られている。Tocqueville は、エジプト人にならって、アメリカの裁判官を「一種の聖職者階級」として描き出す。この階級に属する者は、知識と(秘教的な)曖昧な言語を有しているが、人民からの尊敬を勝ち得ている。なぜなら、解釈はいつでも見直されうるからである。もし少数派が自らの問題を人々に興味をもたせることができれば、将来において勝利することを望み得る。このような形態の民主

義は、(ヨーロッパにおいて重要性を獲得している一定の傾向についてもあてはまる) アンチ・エリート主義的でもなく、アンチ・代表制的でもない。なぜなら、未来は開かれており、未来についての考え方は、市民生活を豊かなものにするからである。私は後でこの点について再び言及する。この点は、解釈の問題と結びついており、民主主義的生活にとって真の条件をなす、と考えている。

3 特殊なるものと一般なるもの

近代ではなくまさに現代の市民の主要な側面については、フランス革命時の理解にとどまることはできない。フランス革命における市民は、その抽象性(性別、職業、領土、宗教)のゆえに、一般的性質を帯びた市民である。市民は、特権的諸集団、職業団体、地方制度、都市制度を破壊した国民の主権性に基づいて、個人的存在として、しかし一般利益の擁護者たる国家に向き合う抽象的な存在としてカウントされる。一七九一年に Le Chapitre は、特殊的利益を有する個人と一般利益の間には何も存在しない、と主張した。¹⁶ このような理由により結社は許可されず、労働組合・経営者組合は禁止され、修道会は解散させられた。教会そのものが(一七九〇年に聖職者民事基本法の起草者の一人

である *Canus* の定式)「聖職につく諸個人」からなる集団とされてしまう。特殊の諸利益を有する人間とは異なり、市民は、一般利益を承認し受諾する使命を有する。但し、一般利益を自ら定義するのではなく、代表者がそれを行う (*Steyns* の理論)。

このような見方はすでに、偉大で最良の国家哲学者 Hegel によって批判された。

「本当のことをいって、特殊利益を脇に押しやったり、さらに抑圧したりしてはならない。普遍的なるものと調和させなければならぬ。調和することによって、普遍的なるものと同様に保存されるのである。¹⁷」

Hegel はここに、市民の「満足」(*Befriedigung*) の条件を見た。この満足こそが、今日の私たちの社会の大なる賭金にほかならない。どのようにすれば、①市民が判断についての積極的能力を持ち、②一般利益とは何か理解することができるで、③個人的利益と一般利益を調和させることができるだろうか。回答は、一七世紀以来与えられてきた。Locke の哲学では、「同意」、「信頼」、日常的な不服従の可能性(「天への訴え」)が結びつけられている。今日の講演では、これについて詳述することはできない。¹⁸

もし、私たちが現在の私たちの社会を見れば、市民社会

において市民が、メディアや (Facebook や Twitter などの) ソーシャル・ネットワークを通じて、特殊の性質を帯びた市民として自らの意思を表明することが非常に多いことがわかる。

ここにおいて「無政府主義的」ないしネオ封建的な民主主義と対立する生き生きとした民主主義は、統合という能力が認められる民主主義である。経済、国土、性、医療、倫理問題においては、いわゆる「関わり合いのある」市民たちは、一般利益について配慮する術を心得ている。

なおここで、一八三〇年代にアメリカで Tocqueville が観察し、母国フランスと引き比べて非常に驚かされたことを想起することができる。フランスでは実のところ、Guizot が一八三四年に団体の自由を禁止してしまったのである (一八三四年四月一〇日の法律、刑法典二九一条から二九四条)。

「アメリカ人は年齢、境遇、考え方のいかんを問わず、誰もが絶えず団体をつくる。商工業の団体に誰もが所属しているだけではない。ありとあらゆる結社が他にある。宗教団体や道徳工場のための結社、まじめな結社もあればふざけたものもあり、非常に一般的なものもごく特殊なものも、巨大な結

社があれば、ちっぽけな結社もある。アメリカ人は祭りの実施や神学校の創設のために結社をつくり、旅籠を建設し、教会を建立し、書物を頒布するため、また僻遠の地に宣教師を派遣するために結社をつくる。病院や刑務所や学校もまた同じようにしてつくられる。ついには一つの真理を顕彰し、偉大な手本を示してある感情を世間に広めたいときにも、彼らは結社をつくる。新たな事業の先頭に立つのは、フランスならいつでも政府であり、イギリスならつねに大領主だが、合衆国ではどんな場合にも間違いなくそこに結社の姿が見出される。¹⁹⁾」

しかしながら、公私の混同、特殊なるものと一般的なるものの混同は、民主主義的生活にとって非常に勇気づけられる兆候であると同時に、フランスのような国にとつては、不安の源となる。すなわち、極めて多様な方法でなされる諸個人の結合とアイデンティティのダイナミックな動きは、共同体主義の危険と呼ばれるものである。統治を行うエリートが以前ほどフランス史の価値を強調することを受け入れなくなり (例えば、植民地主義や一九四〇年のヴィシー体制についての罪悪感)、代わりに、ナシヨナル・アイデンティティが懸念の対象となることを意味する。したがって、私たちは以下の現象を目の当たりにすること

になる。

——代用品たるアイデンティティの活性化。最も危険なものは、宗教的、アイデンティティそして「十字軍兵士の国」を「征服する」闘争（闘うイスラム主義）である。

——外国人排斥、ポピュリスト、反エリート主義極右勢力の伸張。

しばしば観察される、呼びかけに応じてなされる市民たちの示威行動によって、フランスは再び生き生きとした民主主義となるが、別の面では危機に瀕する民主主義となっている。さらに、このように市民が動員されていても、ヨーロッパのためになされてはならない。私は、後悔の念もつてこのことをいわなくてはならない。そして同様に、ヨーロッパは、皆さんが知るように、特殊なるものと一般的なるもの国家的なるものと超国家的なるものフランスとそれ以外の国々の間の分裂と紛争を悪化させるようにさせる地域なのである。私は、数年前イタリアの小さな町の道の真ん中で、EU統合を祝うための若者たちのコンサートを目撃したことがある。フランスではそのようなものを見たことがないし、皆さんも一度も見たことはないであろう。⁽²⁰⁾

III 未来の意義——死活的条件

ここでは、Living democracyの基準ではなく条件を語りたい。過去の記憶を喪失した人民は、全く自由とはいえない。なぜなら、その人民は闇に向かって進んでいくのであり、ご存知のように、およそ苦痛に満ちた総括の問題（植民地化、戦争、戦争犯罪、過去の体制の腐敗等々）が関わってくるからである。ドイツ、旧東ドイツにおけるGDRの記録は、並べると四キロメートルにもなるそうだ。ドイツ市民は、それらを調査することができる。彼らは、どのようにして、親、子、配偶者が国家と党の奉仕義務に応える密告者であったかを知る。

しかしながら、自らの未来をつかむことのできない人民は、また悪しき状況の下にある。大多数の民主制度を備えた国家についてそれがあてはまる。Toquevilleは、(古代ではなく)近代人の民主主義におけるこのような悪を見事に描きだした。それは、とりわけ彼が「物質的享楽」と呼ぶもの（これについては、Toquevilleについての私の著書で検討した）ゆえに、今にのみ生きることがそれである。現代社会は、個人をセンチシヨナルなものと物質的

享受とに封じ込める傾向にある。要約すると、センサーシヨナルなものは判断の目をくرامせ、それを窒息させる。物質的享受は、依存的で怠惰なものにさせ、世俗についての判断基準をなくさせてしまう。

Toqueville は、未来の民主主義を生きる人間は、世代を超えた祖先たちを忘却するようになり、「いつも同じで」しかし「量的にはより強く」繰り返される満足の欲望によつてしか未来を考えないようになってしまう大いなる危険がある、と考えた。まさにこの繰り返しという欲望は、今日ひどい失望をもたらしている。なぜなら、私たちの社会の変動は非常に規模が大きくなり、新しい世代に対して大きな影響を及ぼしているからである。人間主義、ヨーロッパにおいては Erasme (エラスムス) のそれ、中国においては孔子のそれは、嘲笑すべきものになりえ、超人間主義によつて克服されるようになりうるように思われる。超人間主義においては、人間、動物、そしてそれ以外のものに對しても何をして許されるようになり、機械によつて打ち負かされるのである。あるアメリカの牧師が、もし将来ロボットが洗礼を求めるとあれば、自分はそうするといったばかりである。⁽²¹⁾

ここでは、生き生きとした民主主義の単なる基準ではな

く、それを本当に可能にする条件を問題にしたい。すべては統治者と教育者(彼らは、教育プログラムと学校の信用によつて統治者に従属している)次第である。市民に計画を作らせ、未来を考えさせようとする統治者は、民主主義を知悉している。そのような統治者は、比較それゆえ判断するよつに仕向ける。すなわち、以前私たちはどうしていたか、私たちはそれに忠実でありうるか、私たちは長期的に何を望むのか、どのようにそのために準備するののか。

de Gaulle 将軍、Michel Debré そして René Capitant の第五共和制は、未来の方向性を確かなものにするために構想された面がある。de Gaulle のプランは、「熱意ある義務」でなければならなかったが、しかしとりわけ大統領君主制は統治作用とは距離を置き、Fenelon における国家元首のごとく、世俗の世界にリズムを与えなければならなかった。そのよつに述べた彼の書物『テレマックの冒険』と Louis 一四世に対する諫言について、私は今や評価を下したいのである。

今日、大統領の職についた者は、将来「どうすれば私は再選されるか」ということからしか考えない。私自身は法律家ではないが、友人に公法学者たちがいる。私は、何人かの同僚たる公法学者の希望を共有したい。それは、憲法

改正を行うことによつて大統領の任期を七年とし、再選を禁止することである。

現在と過去を隠蔽したり神話化したりすることにのみ生きる民主主義は、扇動され落ち着きのない民主主義だとはいへても、生き生きとした民主主義だとはいえない。それはむしろ秩序を失つた民主主義であり、人の精神状態について「錯乱」というのと同様に、錯乱した民主主義といえよう。フランスは錯乱している。

日本の皆さん、それを批判し、皆さんがフランスに期待するものは何かについて指摘することを通じて、フランスが明確に物事を見ることができるよう助力して欲しい。

- (1) 慶應義塾大学の教員の皆さんの心温まる歓待に心から感謝したい。特に、山元一教授が私を慶應義塾大学に招待しこの講演会を実現してくれたことについて感謝を申し上げる。そのために準備したこのテキストは、Aristote (アリストテレス) からヨーロッパ連合までの市民権についての研究の一環をなす未発表のものである。彼が、前回二〇一〇年の慶應義塾大学での講演の時と同様に、講演テキストの翻訳を引き受けてくれたこと【訳者注】ルシアン・ジョーム「行政国家と自由主義—フランス史の一断面」『法律時報』八二巻八号六六―七六頁(二〇一〇年)とし

てのちに公表されたものを指している。)についても、とても感謝している。私は、口頭の発表のスタイルと文体をそのままにした。

- (2) 完全な一節については、資料をみよ。
- (3) Alexandre Vinet『宗教的確信についての表明と教会と国家の分離についての小論』パリ、Les éditions 出版、一八五八年、改訂二版、二〇八頁、より詳細なテキストについては、資料をみよ。
- (4) 国家を宗教的国家、この場合にはキリスト教国家として制度化することを意味する。
- (5) ラテン語では、quietusを望む、というのは、休息や静寂を享受することを意味する。ここから、(例えば、モーツァルトの)「レクイエム (requiem)」という言葉が生まれた。この言葉は、人々が永遠の休息を与えることを望む死者に対して捧げるのである。
- (6) フランス語には「騒々しき (intranquillité)」という言葉があるが、Lockeにおける«uneasiness»に相当しよ
- (7) *Supere ande* の定式は、Horace (ホラティウス) のラテン語詩に由来する。
- (8) TocquevilleとDonaldの比較については、L. Jaumeの『Tocqueville—自由の貴族的起源』パリ、Fayard、二〇〇八年、一三七頁をみよ。

- (9) つまり、Fenelon の真の政治思想は、彼が秘かに会っていたかつての弟子のブルゴーニュ大公のために書いた統治プログラムをテーマとする『ショームの一覧表 (Tables de Chaulnes)』で示したように、貴族的であり反絶対主義的であり、諮問的統治 (polysidonie) を目指していた。
- (10) Delolme の書物には、かなり異なった二つのヴァージョンが存在している。一七七一年版が初版で (アムステルダム、Van Harreveld 刊行、匿名)、これ以外の版は加筆・修正されている。私の引用は、初版からのものである。
- (11) Auguste de Staël 『イギリスについての書簡』パリ、Teutiel et Würtz 刊、一八二五年、死後再版『Auguste de Staël 男爵著作集』Albertine de Staël 編、第三卷、同社刊、一八二九年。彼は以下のように書く。「自由な国においては、市民の何らかの秩序に影響を与えるもので、共同体の他の構成員にとって無関係であり続けるものは存在しない。いかに取るに足らない位階に生まれ落ちたものであっても、自らの意見が自国の事柄の方向性に関してなんらかの意味を有する、と正当にも信じることでできない者は、イギリス人ではない。そしてこのことと引き換えに、その日々の振る舞いについて、公共の吟味と判断に服せしめることのできない人物は、かなり地位の高い個人とはいえない。」(第10書簡「公的集会について」一八二九年版、二二二―二二三頁)。
- (12) 情報の早さについては、以下参照。「午後六時になされたばかりの Brougham、Mackintosh など Canning などの演説は、ロンドンのすべての街で夜の10時前には読まれていた。」(同書一九八頁)。Auguste de Staël は、彼が傍聴したロンドンから離れた州における地方の議会審議のケースを引用しさえした。夜に首都に戻った彼は、「私は、夕刊ですでに私が傍聴したばかりの審議の記事や演説の要約が報道されていることを知っている。」(同右)。なぜなら、審議の速記者は、進展に応じて印刷紙を渡し、それは頻繁に結ばれた郵便で運ばれて、ロンドンの新聞に届けられるからである。これは、一九三五年から一九七〇年代のアメリカ映画で見られるジャーナリストたちが電話に飛びつくシーンよりも、目を引く。
- (13) 同右、第一三書簡「庶民院の構成について」二七七頁。
- (14) Alain 『プロボII』La Pléiade, Gallimard, 1970, p. 828-829.
- (15) Robert H. Jackson 判事の有名な言葉は、以下のようになろう(【訳注】アメリカ連邦最高裁判所 Brown v. Allen, 344 U.S. 433 判決における補足意見)。「私たちは不可謬だから最終的判断権を有するのではなく、最終的判断権を有するから不可謬なのである」。この引用をするにあたっては、Michel Troper に感謝したい。この引用文は、「プロテストメント的」で生き生きとした「民主主義」とカトリック

クの権威の模倣との対比——Fénelonによって主張された解釈の独占——を我々に示唆している！

(16) 一七九一年六月一四―一七日の組合についてのLe Chapelier法の提案説明。「国家には、もはや団体は存在しない。各個人の特殊利益と一般利益しか存在しない。市民に対して中間的利益を抱かせ、団体利益によって彼らを公事から切り離すことは誰にも許されない」。革命が社会的経済的関係、「市民」「公事」をどのようにして政治化したか、が明らかになる。

(17) Hegel 『法の哲学』R. Derathé 訳、Librairie philosophique Vrin 刊、一九八六年、二六一節、二六六頁。

(18) Locke に関しては、以下の私の著作の二つの章を見よ。L. Jaume, *La Liberté et la loi. Les origines philosophiques du libéralisme*, Paris: Fayard, 2000.

(19) Tocqueville 『アメリカのデモクラシー』、一八四〇年（第二巻）、第二部第五章「アメリカ人が市民生活の中で行う結社の利用について」、Garnier-Épimarrion, 1981, t. 2, p. 137. (【訳注】この部分については、トクヴィル『アメリカのデモクラシー』(松本礼二訳)第二巻(上)(岩波書店、二〇〇八年)一八八―一八九頁の訳文をそのまま利用した)。

(20) 大変嬉しいことに、本原稿を執筆した後二〇一六年五月中旬に東京に来る直前に、そのような光景を目撃した。

(21) Laurent Alexandreによれば、Christophe Benek師である。ル・モンド紙二〇一五年二月。彼は、フロリダの長老派教会に属する牧師である。

【資料】

Fénelon 「教会の権威についての書簡」

「いつも、主要な論点にたちかえらなければならない。それは、同じ聖書についての説明において、すべての人々を服従・結集させ、明確に通告するために、語り決定する権威という論点である。そのような権威がないと、私たちが謙虚にさせるために私たちに与えられたこの聖なる書物は、私たちの虚しい好奇心、うぬぼれ、私たちの意見についての嫉妬、スキヤンダラスな口論についての熱情に油を注ぐだけになってしまう。そのような権威がないと、テキストは一つしかないのに人の数だけそれを説明する仕方が生み出され、人の数だけ宗教が生み出されてしまう。成文法があるにもかかわらず、すべての人々が公共の事柄についての権力者の決定を踏みじる自由を有していたら、人々はそのれについて何とていうであろうか。各人は六法全書を手に、公権力担当者の判断を変更させようとし、服従する代わり

に口論するであろう。そして、口論をしている間に、六法全書は、人々を結集させ服従させるどころか、それ自身がすべての市民の虚しい煩瑣な違いにもあそばされることになろう。そのような共和国は、最も愚かで最も嘆かわしい状態にある……、といえよう。したがって、語り決定し聖なるテキストを説明し、それを自分なりの仕方の説明しようとするすべての人々を、自らに服従させる権威が存在しなくてはならぬのである。」(Oeuvres de Fenelon, Firmin-Didot, 1857, t. 1, p. 224-225.)

Alexandre Vinet 「宗教的確信および協会と国家の分離に関する小論」

「[検閲によって]私の宗教を奪おうとする社会よりも、何か一つの宗教を持つとする社会のほうが恐ろしい、と私は思う。私が宗教的国家を創設する憲法に同意してしまえば、このことによって私自身は非宗教的な存在になってしまう。私が隠蔽や虚偽を自らに禁ずることも無駄である。私が参加する政治的秩序において、私が同意することによって共犯となる最初の虚偽が存在する。この最初の虚偽は、抽象的な虚偽……にとどまりえない。それを受け入れる個人は、市民社会をその者の意識を管理することを受け入れ、

国家にその者のために宗教を持つ任務を与えてしまうのである。」(Paris, Chez les éditeurs, 2^{ème} éd. 1858, p. 219.)

【訳者記】本稿は、Lucien Jaume (リュシアン・ジョーム)氏が二〇一六年五月二八日に慶應義塾大学三田キャンパスで行った講演用テキスト「生き生きとした民主主義の条件 (Les conditions d'une démocratie vivante)」を訳出したものである。Lucien Jaume氏は、長い間シヤンスボ(パリ政治学院)CEVIPOF(フランス政治生活研究センター)を拠点に研究活動に従事され、現在は名誉研究主任である。政治思想史と現代政治理論を専門とするJaume氏の研究活動は非常に幅が広く、またどの研究成果をとってみても、明快な分析が展開され示唆に富むものばかりである。訳者の専攻する憲法学にとっても、Jaume氏が長年にわたって分析してきた主権、自由主義思想史、共和主義論、人権観念、社会契約論等々についての諸業績から学び得ることは、極めて多い。

〈主要著作リスト〉

・ *Le religieux et le politique dans la Révolution française. L'idée de régénération*, Collection Léviathan, PUF, 2015.

- ・ *Qu'est-ce que l'esprit européen?*, Flammarion Champs Essais, 2010.
- ・ *Les origines philosophiques du libéralisme*, Flammarion Champs Essais, 2009.
- ・ *L'État administratif et le libéralisme. Une histoire française*, Fondation pour l'Innovation Politique, 2009.
- ・ *Toqueville : Les sources aristocratiques de la liberté*, Fayard, 2008, prix Guizot de l'Académie française.
- ・ *L'individu effacé ou le paradoxe du libéralisme français*, Fayard, 1997.
- ・ *Échec au libéralisme, les Jacobins et l'État*, Kimé, 1991. [石埼学訳]『徳の共和国か、個人の自由か』（勁草書房、一九九八年）。